

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

環 境 局

目 次

1	令和6年度環境局予算編成方針	1
2	令和6年度における主要施策	2
3	予算第1号議案 令和6年度神戸市一般会計予算（環境局所管分）	9
	（1）歳入歳出予算一覧表	9
	（2）歳入予算の説明	1 1
	（3）歳出予算の説明	1 5
	（4）債務負担行為	2 0
4	参 考	2 1
	当初予算額の推移（歳出）	
5	予算関連議案	
	第19号議案 神戸市廃棄物の処理、再利用及び環境美化に 関する条例の一部を改正する条例の件	2 2
	第20号議案 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の 防止に関する条例の一部を改正する条例の件	2 9

1 令和6年度環境局予算編成方針

近年、地球温暖化による気候変動の影響が顕在化するなか、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取り組みが世界レベルで進められている。また、神戸が誇る都市近郊に広がる里山の荒廃や外来生物の分布拡大による生物多様性の損失、プラスチックごみ問題への対応など、本市の環境行政を取り巻く情勢は急速かつ大幅に変化している。

このような中、本市では、神戸の豊かな自然環境を守り、暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、市民・事業者・行政など全ての主体の協働と参画のもと、神戸の持つ資源や特色を活かし、脱炭素社会の実現に向けた取り組み、豊かな自然環境や健全で快適な都市環境の保全、ごみの減量や資源化に向けた施策を展開し、SDGsに係る取り組みの進展に寄与するとともに、「自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸」の実現に向けて取り組みを加速させていく。

2 令和6年度における主要施策

(1) 地球温暖化対策の推進

①水素エネルギーの利用促進 94,500千円

水素が日常生活や産業活動で普遍的に利用される「水素社会」の構築に向け、本市で進められている先進的な実証事業の成果や設備等を活用した官民連携の取組を進める。

具体的には、ポートアイランドの水素ガスタービン発電設備「水素コージェネレーションシステム (CGS)」において、これまで供給に成功している電気、温熱に加えて、液化水素の冷熱も含めたエネルギー供給の事業化に向けた検討を進めるほか、空港島の液化水素荷役基地「Hytouch 神戸」の将来的な活用に向けて、水素供給に加え、水素関連技術の研究・開発や人材育成機能も備えた事業スキーム等の検討を行う。

水素エネルギーを用いた熱源の脱炭素化に向けて、新たな水素関連製品の社会実装に向けた実証フィールドの提供を行うほか、温室効果ガスの多くを占める輸送部門の脱炭素化に向けては、燃料電池パッカー車の導入実証を行うとともに、水素トラック等の導入に向けた調査検討を進めていく。

また、英国・アバディーン市との国際的な水素パートナーシップの枠組みである「H2 Twin Cities」をはじめとした国際連携を強化することで、知見の共有に加え、双方の市民・企業等の意識醸成や水素事業のさらなる進展を目指していく。

②再生可能エネルギーの拡大 24,000千円

神戸市地球温暖化防止実行計画に基づく再生可能エネルギー導入目標（2030年度500MW）を目指し、自然環境や景観への配慮を前提に、日照条件の良い臨海部や、面積の広い建物屋根上を中心に太陽光発電設備のさらなる導入を推進する。

具体的な取組として、公共施設の建物屋根上等を対象としたPPA*による事業採算性調査を行うとともに、耐荷重の低い建物屋根上や壁面など、これまで設置が難しかった場所への導入可能性を有する次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の実証実験に向けた調査検討を行う。

また、市内の未利用エネルギーのさらなる活用に向け、小水力発電の導入にかかる実現可能性調査を実施するとともに、神戸市立工業高等専門学校と連携し、災害時の電源確保を想定した小型水力発電機の開発を進め、カーボンニュートラル社会の実現に貢献できる人材の育成にも寄与する。

また、各家庭における再生可能エネルギーの導入を促進するため、市民が太陽光発電を安心・安全かつ安価に設置できるようにサポートする共同購入事業について、他自治体と連携した取組を推進する。

さらに、クリーンセンターにおけるごみ焼却の熱を利用した発電の一部は、バイオマス由来の再生可能エネルギーに位置付けられており、西クリーンセンターで発電した余剰電力について、電気事業者の送配電ネットワークを介して本市のごみ処理施設等に自己託送することで、環境価値の高い電力の地産地消を実現するとともに、電力の安定的な確保を図る。

※PPA (Power Purchase Agreement)

第三者モデルの電力販売契約で、自治体等が所有する施設に事業者が発電設備を設置・保守・運用し、長期の契約期間(10~20年)に電気料金として費用を支払う事業スキーム

③電動車の普及促進事業 31,109 千円

走行時の温室効果ガス排出を低減できる電動車の普及を促進するため、電動車を導入する事業者に対して県と協調して補助を実施するとともに、燃料電池自動車を購入する個人や電気バスを導入する路線バス事業者に対して、市独自で補助を実施する。さらに、燃料電池自動車の普及拡大に不可欠となる水素ステーションの整備についても積極的に支援する。

災害による停電時に電動車から天井照明等に給電する「外部給電・神戸モデル」については、令和5年度に導入を完了する避難所指定されている小・中学校等における、地域の避難訓練や防災イベント等を通じて、災害時に非常用電源としても活用できる電動車の強みを積極的に発信し、電動車の普及促進を図る。

④脱炭素型ライフスタイルへの転換 52,755 千円

市民団体や事業者など様々な主体の自由な発想による先進的で創造性に富んだ脱炭素につながる取組に対して「KOBE ゼロカーボン支援補助金」により積極的に支援する。また、他の市民団体や事業者の脱炭素に向けた取組の普及・拡大を促進するため、ホームページ等を通じて支援した取組を広く紹介するほか、ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出量を示す「カーボンフットプリント」を活用するなど、脱炭素につながる情報発信を強化する。

⑤産業の脱炭素化の促進 2,500 千円

兵庫県等と連携して、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践手法について学び行動につなげるための「脱炭素経営スクール」を開講し、参加企業が自主的に脱炭素化を進めていくための支援を行う。また、当スクールに参加し修了された企業も含め、市内中小企業を対象に、神戸市産業振興財団と連携し、中小企業版 SBT 認定取得のための伴走支援も実施する。

※SBT (Science Based Targets)

パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標

⑥二酸化炭素吸収・固定の促進 75,086 千円（一部再掲）

新たな二酸化炭素吸収源として注目されているブルーカーボンについて、藻場の保全・育成を推進するとともに、国内初となる淡水域における水草の二酸化炭素の吸収・固定の評価に向けた実証事業を継続し、評価方法を確立する。また、淡水カーボンに関するシンポジウムを開催し、市民団体や事業者による取組の促進を図る。さらに、これまで不要物として扱われていた海岸に漂着する海藻について、脱炭素化に資する有効な活用方法の検討を進める。

森林の二酸化炭素吸収・固定を促進するため、里山林等の適切な管理により若い樹木の成長を促すなどのモデル的な里山整備を実施するとともに、森林管理で発生した伐採木の木材としての活用や、炭素を長期間貯留できるバイオ炭の製作など、市民等の協働により里山再生や資源の利活用を推進する。

⑦効果的な熱中症対策の推進 3,000 千円

夏場の市民の健康被害軽減と熱中症についての情報発信を目的に、薬局等の協力のもと、冷房の効いた施設を外出時の一時休息所として提供する KOBE クールオアシスを実施する。

(2) 資源の有効活用と廃棄物の適正処理

①クリーンステーション管理支援の強化 69,105 千円

昨今の社会情勢の変化により、掃除当番、ごみ出しルール違反、鳥獣被害、大規模化等の課題によりクリーンステーションの管理負担が増大しているため、クリーンステーションのあり方検討会における議論も踏まえ、地域によるクリーンステーション管理という原則を踏まえつつ、これら様々な課題に対して側面的支援に取り組むことで、クリーンステーション管理の負担軽減を図る。

また、外国人向けごみ出しルール・マナーの啓発について、引き続き、日本語学校等との連携を強化し、やさしい日本語や多言語による情報発信を進める。

【側面的支援の具体的な取組】

- ・掃除当番等の負担を軽減するための側面的支援として、収集時にクリーンステーション清掃とカラス対策ネット片付けを実施
- ・折り畳み式ネットボックスについて、地域における試行的な設置を通じて、道路上への設置条件や管理ルール等の整理し、導入に向けた環境を整備（期間を定めたネットボックスの貸与・モデル設置）
- ・大規模クリーンステーション解消のために分散・増設手続きに積極的に関与、利用者の理解が得られる地域から順次、全ごみ種対応を推進
- ・共同住宅への専用クリーンステーション設置促進
- ・ごみ出しルール違反への対応として、排出ルールの徹底、排出指導の徹底
- ・日本語学校と連携した外国人向け啓発の強化

②まわり続けるリサイクルの推進 52,492 千円

質の高いリサイクルとごみ出しをきっかけとした新たな地域交流を目指す「資源回収ステーション」について、地域拠点施設を活用し、さらに設置を拡大するとともに、空き家や空きテナント等を活用した設置も推進していく。

また、プラスチック資源循環の促進として、日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や乳酸菌飲料容器等のリサイクルを推進するとともに、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル事業」を実施する。

③食品ロスの削減 2,918 千円

本来食べられる食品の廃棄を削減するため、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブの実施店舗を拡大するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体を支援する。また、本市から全国に取組が広がっている「てまえどり」について、小売店舗における啓発を拡大するとともに、「^{もってこ}mottECO」等を活用した飲食店における啓発を強化し、外食時に発生する食べ残しの持ち帰りを普及させるなど、市民や事業者への食品ロスに対する意識醸成を図る。

④こうベキエーロの推進 12,000 千円

家庭ごみで大きな割合を占める台所ごみの減量を推進するため、土の中の微生物の力で生ごみを分解し、自宅のベランダでも取り組むことができる「こうベキエーロ」のさらなる普及啓発を目的に、地域団体や環境活動グループ等への講習会等を実施する。また、放置竹林の伐採竹を活用した「こうベキエーロ」を展開し、市民への定着を図る。

⑤家財のリユース促進 120 千円

大型ごみの減量・リサイクルに向けた取組として、リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報を投稿できる掲示板サイト「ジモティー」を活用した家具・家電などのリユース促進を図るとともに、超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などを踏まえ、空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対し、安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」をすまいるネットと連携して取り組むなど大型ごみの減量・資源化を推進する。

⑥小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の回収 1,393 千円

処理過程において発火事故を招く恐れがある小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正排出を図るため、市内に設置している小型家電リサイクルボックスに新たに小型充電式電池回収ボックスを併設する。

⑦不法投棄防止対策 9,276 千円

山間部など人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、24 時間の監視体制を整備するために設置している不法投棄防止カメラの設置効果を検証しながら、効果的に運用するとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることで、不法投棄を許さないまちづくりを進める。

⑧事業系ごみ排出指導および啓発 974 千円

生田新道や北野坂など三宮駅周辺の繁華街において、カラス被害等による事業系ごみの散乱が課題となっていることから、事業系ごみの収集運搬許可業者と契約せずに他社の排出場所にごみを出す便乗排出など、ルールを守らない事業者への対策として、許可業者やビルオーナーと連携した未契約業者の調査や通報等に基づくごみの開封調査、訪問指導等の強化を図る。

⑨路上喫煙・ばい捨て防止対策 108,326 千円

「路上喫煙禁止地区」において、路上での喫煙を減らすことを目的に、屋内型喫煙所の整備に対する補助制度を創設し、民間事業者の協力を得ながら喫煙所の増設を進めるとともに、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収により、喫煙マナーの徹底を図る。

また、「ばい捨て防止重点区域」において、啓発用ベストを着用し、清掃を行いながら注意指導を行う民間啓発員の配置を拡大するなど、路上喫煙・ばい捨て防止の指導・啓発を強化する。

⑩クリーンセンターの業務効率化及び計画的な施設整備 2,112,671 千円

クリーンセンターにおける業務効率化として、計量等業務について民間活力の導入を拡大する。また、施設の計画的な管理として、竣工から 23 年が経過する東クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修に着手するとともに、焼却を停止した旧港島クリーンセンターについて、安全対策を徹底し解体撤去工事を進める。

(3) 自然環境の保全

①生物多様性保全の推進 44,470 千円（一部再掲）

都市近郊に広がる里山では、社会経済の変化によって、人の利用が減少し、生物多様性が失われつつあるなか、本市において保全活動を進めている北区山田町の小河山林及び周辺棚田が自然共生サイト^{※1}として国の認定を受け、今後、生物多様性が豊かな場所として国連の OECM^{※2}データベースに登録される見込みである。

本サイトを実証フィールドとして、引き続き学生や市民団体、大学などと連携し、里山のモデル的な再生や生物調査に取り組むとともに、これらの取組を持続可能なものにするため、新たな里山活動の担い手と経済的支援の確保に向け、市民・企業等を対象とした里山活動体験会等の実施、伐採木など里山資源の有効活用、積極的な情報発信等を推進する。

また、市民団体や事業者等による神戸の生態系に配慮したビオトープの造成・再生を促進するため、専門家による動植物種の選定やビオトープの設計に係る技術的助言など、新たな支援を実施する。

豊かな海づくりの実現に向けては、垂水処理場における栄養塩類管理運転による海域への影響・効果の定期的な確認や、近海の魚類の生息状況を把握し、生物多様性の変化を評価・検証するための環境 DNA 分析を継続的に実施するとともに、稚魚等の成育の場となる、藻場の保全・育成を推進する。

※1 自然共生サイト

市民、企業、団体、自治体等によって生物多様性が保全されている区域を環境省が認定する仕組み。農業や企業活動等の結果、自然の豊かさが保たれている場所が対象で、2023 年 10 月に神戸市の里山等を含む 122 サイトが第 1 弾として認定

※2 OECM (Other Effective area based Conservation Measures)

新たな生物多様性の世界目標である「30by30 目標」(2030 年までに各国の陸と海の各々 30%以上の面積を保全する世界目標) の達成に資する生物多様性の保全が図られていると認められる地域で、国連のデータベースに登録される地域

②外来生物・有害鳥獣対策の推進 64,038 千円

侵入初期段階である特定外来生物の対策として、外来カミキリムシの薬剤駆除や被害が著しい樹木の伐採、ナガエツルノゲイトウの河川への流出を防ぐための除去・処分などを実施するとともに、定着している特定外来生物の対策として、市民団体によるアカミミガメの防除活動支援やアルゼンチンアリの分布拡大の防止、被害低減に向けた取組を推進する。

また、有害鳥獣の対策として、ニホンジカの六甲山系への侵入・定着防止のため、センサーカメラを活用した調査・監視などを継続し、生態系被害等の防止を図る。

さらに、撮影した写真から AI により生物種を判定するスマートフォンアプリ「バイオーム」を活用した市民参加型の外来生物の分布調査を実施するとともに、外来生物展示センターにおいて、展示内容のさらなる拡充や中学生等の団体見学の受け入れ拡大を図り、外来生物・有害鳥獣の問題や生物多様性の重要性の啓発を強化する。

③環境活動活性化事業 17,529 千円

地球温暖化や生物多様性、資源循環などの環境問題に対して、体験を通じて、総合的な理解を促進するため、参加型イベントの開催や市内で行われている環境活動の発信を強化するとともに、動画による環境教育講座などインターネットの活用を進め、環境に関する知識や神戸を取り巻く環境問題について、いつでも学ぶことができる機会を創出する。

また、SDGs の達成に資する優れた取組を行っている団体・個人に対し「神戸 SDGs 表彰」を実施し、その活動を広く市民に PR することで、市民の SDGs への意識向上と行動変容の促進を図る。

④土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置 4,507 千円

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」に基づき、市民生活に影響を及ぼす可能性が高い大規模な土砂埋立て行為には、事前に環境影響調査の実施、保証金の預入を義務付けるとともに、全ての許可事業者に対して、水質調査及び廃棄物の混入確認の実施を義務付けることで、生活環境及び自然環境の保全を図る。

また、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、大規模太陽光発電施設に対し、廃棄等費用の事前積立、残置森林率の確保等を義務付けるとともに、既に設置している事業者に対しても維持管理状況等の報告を義務付けており、これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うことにより、施設の安全性・信頼性を高めていく。

⑤アスベスト対策 6,384 千円

大気汚染防止法の改正により、令和3年度から、解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策が強化（①規制対象の拡大（石綿含有成形板等（レベル3）の規制）、②事前調査の信頼性の確保（調査結果の自治体への報告、調査方法の法定化、記録の作成・保存）、③不適切な作業の防止（隔離等を行わない除去作業への罰則創設））されたことから、解体等工事におけるアスベスト飛散防止に係る事前調査の徹底、立入調査の実施、現場測定による作業基準の順守等を指導し、周辺環境への飛散防止対策を徹底する。

さらに令和5年10月からは、建築物の事前調査について、有資格者が実施することが義務付けられたことから、事業者に対して法改正内容を周知し、確実に実施されるよう指導していくことでアスベストの飛散防止により一層努めていく。

3 予算第1号議案 令和6年度神戸市一般会計予算（環境局所管分）

(1) 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳		入
款	項	金額
17 使用料及手数料		3,525,623
	1 使用料	21,692
	2 手数料	3,503,931
18 国庫支出金		48,149
	2 補助金	43,904
	3 委託金	4,245
19 県支出金		45,248
	2 補助金	7,248
	3 委託金	38,000
20 財産収入		38,504
	1 財産運用収入	27,274
	2 財産売却収入	2,230
	3 基金収入	9,000
21 寄附金		23,000
	1 寄附金	23,000
22 繰入金		132,800
	2 基金繰入金	132,800
24 諸収入		3,753,786
	7 雑入	3,753,786
25 市債		3,252,000
	1 市債	3,252,000
合 計		10,819,110

(単位：千円)

歳		出
款	項	金額
6 環 境 費		23,116,311
	1 環 境 総 務 費	9,899,041
	2 環 境 保 全 費	392,047
	3 廃 棄 物 処 理 費	8,763,996
	4 環 境 施 設 整 備 費	4,061,227
合 計		23,116,311

(2) 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	6 年 度	5 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	3,525,623	3,483,582	42,041	
1 使用料	21,692	21,645	47	
5 環境使用料	21,692	21,645	47	
1 環境施設	21,692	21,645	47	建物使用料等
2 手数料	3,503,931	3,461,937	41,994	
1 証紙収入	6,199	6,492	△ 293	
1 証紙収入	6,199	6,492	△ 293	廃棄物処理業許可申請 手数料等
5 環境手数料	3,497,732	3,455,445	42,287	
1 廃棄物処理	3,497,732	3,455,445	42,287	クリーンセンター直接搬入手数料 267,222 事業系指定袋処理手数料 2,425,923 埋立処分地搬入手数料 82,868 破砕施設搬入手数料 58,762 事業系し尿搬入手数料 2,749 犬猫等死体処理手数料 7,308 公共土砂搬入手数料 378,716 家庭系大型ごみ処理手数料 274,184
18 国庫支出金	48,149	17,143	31,006	
2 補助金	43,904	14,907	28,997	
4 環境費補助	43,904	14,907	28,997	
1 循環型社会形成 推進交付金	2,572	2,442	130	補助率1/3
2 特定外来生物防除等 推進事業費補助	4,964	1,905	3,059	補助率1/2
3 地域環境保全 対策費補助	2,800	2,800	-	補助率7/10
4 地域脱炭素 事業費補助	6,000	-	6,000	補助率3/4
5 二酸化炭素排出抑制 対策事業費補助	27,568	-	27,568	補助率1/2
6 熱中症対策実行 事業費補助	-	5,000	△ 5,000	補助率10/10
7 水素国際都市連携 促進事業費補助	-	2,760	△ 2,760	補助率10/10

(単位：千円)

款 項 目 節	6 年 度	5 年 度	比 較	説 明
3 委 託 金	4,245	2,236	2,009	
3 其 他 委 託 金	4,245	2,236	2,009	
4 公 害 対 策 委 託 金	4,245	2,236	2,009	化学物質環境汚染 実態調査
19 県 支 出 金	45,248	46,029	△ 781	
2 補 助 金	7,248	8,029	△ 781	
11 其 他 補 助	7,248	8,029	△ 781	
2 低 公 害 車 導 入 事 業 費 補 助	7,248	8,029	△ 781	補助率1/2
3 委 託 金	38,000	38,000	-	
4 其 他 委 託 金	38,000	38,000	-	
1 河 川 美 化 業 務 金 委 託 金	38,000	38,000	-	県管理河川美化業務委託金
20 財 産 収 入	38,504	37,598	906	
1 財 産 運 用 収 入	27,274	27,326	△ 52	
1 貸 地 料	25,166	25,166	-	
3 一 般 土 地	25,166	25,166	-	埋立処分地貸地料 自動販売機設置貸地料
2 貸 家 料	2,108	2,160	△ 52	
7 一 般 建 物	2,108	2,160	△ 52	自動販売機設置貸家料
2 財 産 売 払 収 入	2,230	1,272	958	
3 物 品 売 却 代	2,230	1,272	958	
2 環 境 局	2,230	1,272	958	不用物品売却代

(単位：千円)

款 項 目 節	6 年 度	5 年 度	比 較	説 明
3 基 金 収 入	9,000	9,000	-	
1 基 金 収 入	9,000	9,000	-	
6 SDGs 基 金	9,000	9,000	-	基金運用益
21 寄 附 金	23,000	3,000	20,000	
1 寄 附 金	23,000	3,000	20,000	
2 其 他 寄 附	23,000	3,000	20,000	
10 環 境 局	23,000	3,000	20,000	
22 繰 入 金	132,800	168,418	△ 35,618	
2 基 金 繰 入 金	132,800	168,418	△ 35,618	
1 基 金 繰 入 金	132,800	168,418	△ 35,618	
6 SDGs 基 金 繰 入 金	132,800	168,418	△ 35,618	
24 諸 収 入	3,753,786	3,767,192	△ 13,406	
7 雑 入	3,753,786	3,767,192	△ 13,406	
2 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	1,200	1,000	200	
3 環 境 局 過 料	1,200	1,000	200	路上喫煙過料
4 弁 償 金	5,152	6,807	△ 1,655	
2 自 動 車 事 故	1,000	1,000	-	
3 環 境 局 弁 償 金	4,152	5,807	△ 1,655	PCB廃棄物処理費弁償金等

(3) 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	6 年 度	5 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 環 境 費	23,116,311	21,714,829	1,401,482	93,397	3,252,000	7,473,713	12,297,201
1 環 境 総 務 費	9,899,041	9,975,627	△ 76,586	40,800	-	3,017,799	6,840,442
1 職 員 費	8,606,324	8,806,265	△ 199,941	-	-	-	8,606,324
2 環 境 総 務 費	1,292,717	1,169,362	123,355	40,800	-	3,017,799	△ 1,765,882
2 環 境 保 全 費	392,047	418,072	△ 26,025	25,029	-	66,930	300,088
1 環 境 保 全 費	392,047	418,072	△ 26,025	25,029	-	66,930	300,088
3 廃 棄 物 処 理 費	8,763,996	8,794,717	△ 30,721	-	75,000	4,009,268	4,679,728
1 ご み 処 理 費	7,842,468	7,841,544	924	-	75,000	3,106,395	4,661,073
2 リ サ イ ク ル 推 進 費	815,776	842,343	△ 26,567	-	-	895,204	△ 79,428
3 し 尿 処 理 費	105,752	110,830	△ 5,078	-	-	7,669	98,083
4 環 境 施 設 整 備 費	4,061,227	2,526,413	1,534,814	27,568	3,177,000	379,716	476,943
1 埋 立 処 分 地 整 備 費	641,543	996,292	△ 354,749	-	260,000	378,716	2,827
2 処 理 施 設 整 備 費	2,924,001	1,443,361	1,480,640	27,568	2,541,000	-	355,433
3 事 業 所 等 整 備 費	166,039	86,760	79,279	-	129,000	-	37,039
4 車 両 整 備 費	329,644	-	329,644	-	247,000	1,000	81,644
合 計	23,116,311	21,714,829	1,401,482	93,397	3,252,000	7,473,713	12,297,201

(款) 6 環境費 23,116,311 千円

(項) 1 環境総務費 9,899,041 千円

(目) 1 職員費 8,606,324 千円

職員の人件費で、その内容は次のとおりである。

1 環境職員費		8,234,211 千円
(1) 給料	4,027,183 千円	
(2) 職員手当等	2,680,093 千円	
① 扶養手当	140,147 千円	
② 地域手当	504,361 千円	
③ 特殊勤務手当	17,996 千円	
④ 期末・勤勉手当	1,724,958 千円	
⑤ 通勤手当	149,977 千円	
⑥ 住居手当	57,549 千円	
⑦ 其他手当	36,881 千円	
⑧ 児童手当	48,224 千円	
(3) 共済費	1,526,935 千円	
2 会計年度任用職員費		368,082 千円
3 委員報酬費		4,031 千円

(目) 2 環境総務費 1,292,717 千円

環境施策の総合的推進、または廃棄物の適正処理及び減量・資源化等を推進するための経費並びに一般管理に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 環境施策の総合的推進		35,448 千円
(1) 廃棄物の適正処理・減量・資源化の企画・推進	13,580 千円	
(2) エコタウンまちづくりの推進等	14,738 千円	
(3) みんなで進めるエコなまちづくり事業	6,806 千円	
(4) 環境保全審議会の運営	324 千円	
2 一般廃棄物の減量・資源化施策		450,722 千円
(1) まわり続けるリサイクルの推進	64,492 千円	
(2) 「KOBE ストップ the 食品ロス」運動	2,918 千円	
(3) ごみに関する市民啓発	2,085 千円	
(4) 事業系一般廃棄物の排出区分徹底	381,227 千円	

3	まちの美化対策		183,526 千円
	(1) 路上喫煙対策	91,783 千円	
	(2) 居住環境対策	1,499 千円	
	(3) 市民の美化活動の支援	7,130 千円	
	(4) 市民トイレ制度	4,575 千円	
	(5) 河川美化	74,539 千円	
	(6) 海岸漂着物対策	4,000 千円	
4	不法投棄対策及び産業廃棄物対策		37,627 千円
	(1) 不法投棄対策	14,700 千円	
	(2) 産業廃棄物対策	22,927 千円	
5	脱炭素社会を目指したエネルギー政策の推進		93,190 千円
6	環境施設の維持補修費		64,325 千円
7	事業所等の管理費、事務費等		403,984 千円
8	環境教育の充実		23,895 千円

(項) 2 環境保全費 392,047 千円

(目) 1 環境保全費 392,047 千円

環境保全施策に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	環境保全施策の総合的推進		195,358 千円
	(1) カーボンニュートラルの推進	102,455 千円	
	(2) 生物多様性保全活動の推進	89,846 千円	
	(3) 高温常態化対策	3,000 千円	
	(4) 太陽光発電施設の適正な設置および維持管理の確保	57 千円	
2	健全で快適な都市環境の創造		168,078 千円
	(1) 環境管理対策の総合的推進	4,940 千円	
	(2) 大気環境対策	20,453 千円	
	(3) 水環境対策	36,753 千円	
	(4) 土壌汚染対策	1,072 千円	
	(5) 化学物質対策	4,245 千円	
	(6) アスベスト対策	6,384 千円	
	(7) 合併処理浄化槽整備促進事業	15,405 千円	
	(8) 環境監視体制の整備	76,958 千円	
	(9) 環境影響評価の推進	1,868 千円	
3	自動車環境対策の推進		28,611 千円
	(1) 自動車環境対策の推進	2,547 千円	
	(2) 電動車普及促進事業	26,064 千円	

(項) 3 廃棄物処理費

8,763,996 千円

(目) 1 ごみ処理費 7,842,468 千円

ごみの収集・処理等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	収集運搬費		2,608,580 千円
	(1) 収集運搬に要する経費	2,337,375 千円	
	(2) 収集車両の維持管理費	271,205 千円	
2	破碎処理費		572,727 千円
3	焼却処理費		2,587,911 千円
4	埋立処分費		1,386,514 千円
5	作業管理費		88,598 千円
6	排出・分別ルールの徹底		598,138 千円
	(1) 分別収集・ルール徹底等に要する経費	64,349 千円	
	(2) 大型ごみの申告有料収集	411,138 千円	
	(3) 蛍光管の分別収集	24,333 千円	
	(4) カセットボンベ・スプレー缶の中間処理	91,080 千円	
	(5) 資源ごみの持ち去り対策	7,238 千円	

(目) 2 リサイクル推進費 815,776 千円

リサイクルの推進に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	資源リサイクルセンターの運営		373,395 千円
2	容器包装プラスチックの分別収集		308,106 千円
3	資源集団回収活動の支援		59,990 千円
4	ガラスカレットの資源化促進		45,917 千円
5	リサイクル工房の運営		13,320 千円
6	焼却灰リサイクル事業		10,130 千円
7	家電リサイクルの費用等		4,918 千円

(目) 3 し尿処理費 105,752 千円

し尿の収集・処理に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	収集運搬費		41,689 千円
2	作業管理費		64,063 千円

(項) 4 環境施設整備費 4,061,227 千円

(目) 1 埋立処分地整備費 641,543 千円

埋立処分地の整備等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 埋立処分地の整備・設備の改修等 | 582,520 千円 |
| 2 大阪湾圏域広域処理場整備事業の建設委託 | 59,023 千円 |

(目) 2 処理施設整備費 2,924,001 千円

既設クリーンセンター等の整備に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 クリーンセンターの設備改修等 | 2,532,258 千円 |
| 2 破砕選別施設の設備改修 | 345,631 千円 |
| 3 資源リサイクルセンターの設備改修 | 46,112 千円 |

(目) 3 事業所等整備費 166,039 千円

環境事業所等の整備等に要する経費である。

(目) 4 車両整備費 329,644 千円

収集車両等の整備に要する経費である。

(4) 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
1 事業系一般廃棄物指定袋作成	令和6～7年度	75,000千円
2 事業系一般廃棄物指定袋 保管・受注・配送	令和6～8年度	58,000千円
3 水素ステーション整備費補助	令和6～7年度	50,000千円
4 クリーンセンター残滓運搬業務	令和6～11年度	512,000千円
5 クリーンセンター等 計 量 業 務 委 託	令和6～9年度	915,000千円
6 港島クリーンセンター 建 設 ・ 設 備 管 理	令和6～18年度	108,000千円
7 家庭系可燃ごみコンテナ等 収 集 運 搬 業 務	令和6～11年度	2,267,000千円
8 大型ごみ処理手数料 キャッシュレス決済対応	令和6～10年度	9,000千円
9 資源リサイクルセンター運営	令和6～7年度	273,000千円
10 クリーンセンター等改修	令和6～8年度	912,000千円
11 事業所改修	令和6～7年度	123,000千円
12 ごみ収集車両更新	令和6～7年度	317,000千円

- 1 事業系一般廃棄物の分別徹底と減量・資源化促進のため、指定袋の作成を行う。
- 2 事業系一般廃棄物の指定袋の保管・受注・配送を行う。
- 3 市内に水素ステーションを整備する事業者に対し、整備費の一部を補助する。
- 4 クリーンセンターで生じる廃棄物の残滓を、最終処分場へ運搬する。
- 5 クリーンセンター等での廃棄物の計量業務について、外部委託を行う。
- 6 港島クリーンセンターの建設・設備管理に関する長期契約について、契約後の物価高騰に適切に対応する。
- 7 集合住宅におけるコンテナ等のごみ収集業務について、外部委託を行う。
- 8 大型ごみの処理手数料について、キャッシュレス決済への対応を行う。
- 9 資源リサイクルセンターの管理運営及び施設内での資源物の選別を行う。
- 10 クリーンセンター等について、老朽化に伴う施設改修を行う。
- 11 環境局事業所について、老朽化に伴う施設改修を行う。
- 12 ごみ収集車両について、経年劣化による更新を行う。

4 参 考

当初予算額の推移（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)
6 環 境 費	22,427,644	0.1	23,147,486	3.2	20,905,190	△ 9.7	21,714,829	3.9	23,116,311	6.5
1 環 境 総 務 費	11,415,159	7.5	10,667,213	△ 6.6	9,845,659	△ 7.7	9,975,627	1.3	9,899,041	△ 0.8
1 職 員 費	9,563,411	1.4	9,235,825	△ 3.4	8,844,715	△ 4.2	8,806,265	△ 0.4	8,606,324	△ 2.3
2 環 境 総 務 費	1,851,748	55.6	1,431,388	△ 22.7	1,000,944	△ 30.1	1,169,362	16.8	1,292,717	10.5
2 環 境 保 全 費	358,815	△ 20.7	309,258	△ 13.8	390,746	26.3	418,072	7.0	392,047	△ 6.2
1 環 境 保 全 費	358,815	△ 20.7	309,258	△ 13.8	390,746	26.3	418,072	7.0	392,047	△ 6.2
3 廃 棄 物 処 理 費	7,334,732	△ 7.6	7,955,666	8.5	8,151,905	2.5	8,794,717	7.9	8,763,996	△ 0.3
1 ご み 処 理 費	6,355,346	△ 9.0	6,987,164	9.9	7,237,677	3.6	7,841,544	8.3	7,842,468	0.0
2 リ サ イ ク ル 推 進 費	851,881	9.5	834,381	△ 2.1	802,480	△ 3.8	842,343	5.0	815,776	△ 3.2
3 し 尿 処 理 費	127,505	22.4	134,121	5.2	111,748	△ 16.7	110,830	△ 0.8	105,752	△ 4.6
4 環 境 施 設 整 備 費	3,318,938	△ 2.0	4,215,349	27.0	2,516,880	△ 40.3	2,526,413	0.4	4,061,227	60.8
1 埋 立 処 分 地 整 備 費	1,229,290	70.4	883,993	△ 28.1	737,281	△ 16.6	996,292	35.1	641,543	△ 35.6
2 処 理 施 設 整 備 費	1,760,854	△ 20.1	2,907,829	65.1	1,317,688	△ 54.7	1,443,361	9.5	2,924,001	102.6
3 事 業 所 等 整 備 費	107,102	△ 50.8	162,532	51.8	222,961	37.2	86,760	△ 61.1	166,039	91.4
4 車 両 整 備 費	221,692	△ 9.7	260,995	17.7	238,950	△ 8.4	-	皆減	329,644	皆増
合 計	22,427,644	0.1	23,147,486	3.2	20,905,190	△ 9.7	21,714,829	3.9	23,116,311	6.5

5 予算関連議案

第 19 号議案

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条— <u>第 5 条の 2</u> ）	第 1 章 総則（第 1 条— <u>第 5 条</u> ）
第 2 章～第 7 章 [略]	第 2 章～第 7 章 [略]
附則	附則
（市の基本的責務）	（市の基本的責務）
第 3 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に際しては、廃棄物の発生の抑制及び再利用等の促進により、廃	第 3 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に際しては、廃棄物の発生の抑制及び再利用等の促進により、廃

棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理及び地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 [略]

3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進し、及び支援するよう努めなければならない。

4～6 [略]

(助言又は指導)

第3条の2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに環境の美化を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(相互協力)

第5条の2 市、市民及び事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに環境の美化の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第2章 [略]

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第10条の2 [略]

2 土地又は建物の占有者は、家庭系一般廃棄物を市が行う収集の際に排出しようとするときは、第9条第1

棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

2 [略]

3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

4～6 [略]

第2章 [略]

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第10条の2 [略]

2 土地又は建物の占有者は、家庭系一般廃棄物を市が行う収集の際に排出しようとするときは、第9条第1

項に規定する計画で定める排出方法に従い、所定の場所その他市長が指定する場所に排出しなければならない。

(共同住宅の所有者等の義務)

第10条の2の2 共同住宅の用に供する建築物の所有者（所有者以外にその建築物の管理について権原を有する者がある場合は、所有者及びその者）は、その居住者に第9条第1項に規定する計画で定める家庭系一般廃棄物の排出方法を周知しなければならない。

(仲介業者等の義務)

第10条の2の3 共同住宅に係る賃借の代理又は媒介を行う宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）は、共同住宅に入居しようとする者に第9条第1項に規定する計画で定める家庭系一般廃棄物の排出方法を周知しなければならない。

（家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止）

第10条の2の4 市が行う収集の際に第10条の2の規定に基づき排出された家庭系一般廃棄物（飲料又は食品

項に規定する計画で定める所定の場所その他市長が指定する場所に排出しなければならない。

（家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止）

第10条の2の2 市が行う収集の際に前条の規定に基づき排出された家庭系一般廃棄物（飲料又は食品を収納

を収納していた缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他の規則で定めるものに限る。)については、次に掲げる者以外の者は、これを収集し、又は運搬してはならない。

(1)、(2) [略]

第10条の2の5、第10条の2の6

[略]

(命令)

第10条の2の7 市長は、第10条の2

の4各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。

第57条 第10条の2の7の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

していた缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他の規則で定めるものに限る。)については、次に掲げる者以外の者は、これを収集し、又は運搬してはならない。

(1)、(2) [略]

第10条の2の3、第10条の2の4

[略]

(命令)

第10条の2の5 市長は、第10条の2

の2各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。

第57条 第10条の2の5の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第2条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第 2 条による改正後	第 2 条による改正前
<p><u>(共同住宅に係る家庭系一般廃棄物の集積施設等)</u></p> <p><u>第10条の2の2 共同住宅の用に供する建築物であって規則で定めるもの</u> <u>(以下この条において「共同住宅」という。)</u>の所有者又は共同住宅を建設しようとする者は、<u>当該共同住宅に係る専用の家庭系一般廃棄物の集積施設その他これに類する施設を設置するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>第10条の2の3～第10条の2の7</u></p> <p>[略]</p> <p>(命令)</p> <p><u>第10条の2の8 市長は、第10条の2の5各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。</u></p> <p>第57条 <u>第10条の2の8の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p><u>第10条の2の2～第10条の2の6</u></p> <p>[略]</p> <p>(命令)</p> <p><u>第10条の2の7 市長は、第10条の2の4各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。</u></p> <p>第57条 <u>第10条の2の7の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

理 由

クリーンステーションの実態を踏まえた課題解消を図るに当たり、条例を改正する必要があるため。

「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」の 一部を改正する条例の件について

1. 趣 旨

高齢化の進展や地域への帰属意識の希薄化等の様々な社会状況の変化により、クリーンステーションに関する課題が顕在化してきたことから、今後の方向性や具体的な取組をとりまとめた「クリーンステーションのあり方」を確実に実行し、市民の負担軽減を図るために「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」の一部を改正する。

2. 概 要

- ①小規模の共同住宅について専用クリーンステーション設置の努力義務を規定（第 10 条の 2 の 2）
 - ・これまで「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」において、共同住宅 20 戸以上に専用クリーンステーション設置に向けた協議が義務づけられていたが、この基準以下の共同住宅にも専用クリーンステーションの設置を促すことで、近隣クリーンステーションの大規模化を防ぐ。
- ②市がクリーンステーションの管理にも側面的（清掃等）に支援することを規定（第 3 条）
 - ・超高齢化社会の進展や地域コミュニティの希薄化などによる掃除当番の負担を軽減するため。
- ③必要に応じて市が市民・事業者に指導・助言を行うことを明確化（第 3 条の 2）
 - ・排出ルールが守られていない一部の地域において、自治会等のクリーンステーション管理者が立番などによる排出指導を行っている負担を軽減するため。
- ④市民の皆様は、排出ルールを遵守していただくことを明確化（第 10 条の 2）
 - ・クリーンステーションの管理負担の軽減に不可欠である排出ルールの遵守は単にマナーの問題ではなく、市民の責務であることを位置付けるため。
- ⑤共同住宅の所有者・仲介事業者等に対して、入居者へのごみの排出方法の周知を義務とすることを規定（第 10 条の 2 の 3・第 10 条の 2 の 4）
 - ・専用のクリーンステーションを持たない共同住宅に入居される方から、どのクリーンステーションに、どのようなルール（分別・曜日）で排出すればよいのか分からないとの問い合わせが多くあり、結果的に不適切排出につながることをないようにするため。
- ⑥廃棄物の適正な処理、環境の美化の推進等について、市民・事業者・市が相互に協力し、連携することを規定（第 5 条の 2）
 - ・クリーンステーションの管理の負担軽減を実現するためには、市民・事業者・市が協力・連携していくことが必要であるため。

3. 施行期日

- ① 令和 6 年 10 月 1 日
- ②～⑥ 令和 6 年 4 月 1 日

第 20 号議案

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和 2 年 6 月 条例第 10 号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせ、<u>又は災害を発生させる</u>おそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図る<u>とともに、市民の生活</u></p>

(定義)

第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料の堆積を行う行為を除く。）をいう。

2、3 [略]

4 この条例において「土砂等の不適正な処理」とは、第7条の土壤安全基準に適合しない土砂埋立て等その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第5号の災害の発生のおそれを除く。）のある土砂埋立て等をいう。

(土地所有者の責務)

第5条 [略]

2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置を講じ

の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料のたい積を行う行為を除く。）をいう。

2、3 [略]

(土地所有者の責務)

第5条 [略]

2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全並びに生活の安全の確保の

なければならない。

3 [略]

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われないう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 [略]

(許可の申請)

第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

ために必要な措置を講じなければならない。

3 [略]

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全し、並びに生活の安全を確保するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われないう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 [略]

(許可の申請)

第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

(12) 特定事業が行われている間において、当該事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置

(12) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。))にあつては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造)

(13) [略]

(申請の制限)

第13条 [略]

2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合(一時堆積事業にあつては、当該事業期間が1年を超える場合)は当該許可に係る申請をすることができないものとする。

(許可の基準)

第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、一時堆積事業にあつては、この限りでない。

(13) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業(以下「一時たい積事業」という。))にあつては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造)

(14) [略]

(申請の制限)

第13条 [略]

2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合(一時たい積事業にあつては、当該事業期間が1年を超える場合)は当該許可に係る申請をすることができないものとする。

(許可の基準)

第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、一時たい積事業にあつては、この限りでない。

(5)～(8) [略]

(9)、(10) [略]

2 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であ

(5)～(8) [略]

(9) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために、必要な措置が図られていること。

(10) 特定事業が完了した場合において、事業区域のうち土砂埋立て等に係る事業区域の構造が、事業区域以外の地域への当該土砂等の流出又は崩落による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(11)、(12) [略]

2 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であって、当該行為について、当該法令等により土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が図られている場合は、前項第9号及び第10号の規定は、適用しない。

3 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であ

って、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第9号の規定は、適用しない。

3 第12条の規定による許可の申請が、一時堆積事業に係るものである場合にあっては、第1項第9号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第24条 [略]

2、3 [略]

4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するために必要

って、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第11号の規定は、適用しない。

4 第12条の規定による許可の申請が、一時たい積事業に係るものである場合にあっては、第1項第10号及び第11号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第24条 [略]

2、3 [略]

4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生の防止又は市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため又は土

な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置をし、又は災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、又は当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 [略]

(許可の取消し等)

第30条 [略]

2 [略]

3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(保証金の預託)

第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法（昭和

3 [略]

(許可の取消し等)

第30条 [略]

2 [略]

3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、又は特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(保証金の預託)

第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため並びに事業区域及びその周辺地域における災害の発生の防止並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証

38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。

2～4 [略]

(保証金の使途)

第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかったことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全のために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2～4 [略]

(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去をするための必要な措置が講じ

金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。

2～4 [略]

(保証金の使途)

第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかったことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合、又は災害を発生させるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全、又は災害の発生を防止するために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2～4 [略]

(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去をし、又は災害の発生を防止す

られていると認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 [略]

2 [略]

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土壌安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、土砂埋立て等の区域(当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、水質の汚濁、土壌

るための必要な措置が講じられていると認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 [略]

2 [略]

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土砂の崩落、飛散若しくは流出又は土壌安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障又は災害防止上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、土砂埋立て等の区域(当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又

の汚染その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2～6 [略]

は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2～6 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第8条の許可を受けている特定事業（神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第2条第2項の特定事業をいい、同条例附則第3項により、同条例第8条の許可を受けているとみなされるものを含む。）であって、現に当該事業を行っている者（当該事業の全部を譲り受け、相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対するこの条例による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第15条、第24条、第28条、第30条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」の 一部を改正する条例の件について

1. 趣 旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）にもとづく規制区域の指定に伴い、同法と重複する条例の規制を削除するため、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（土砂条例）の一部を改正する。

2. 内 容

土砂条例では、汚染土による土砂埋立ての禁止や定期的な水質調査の実施及び報告など環境保全面の規制に加えて、土砂災害防止のため盛土の構造基準等の規制を定めている。

令和 6 年 4 月 1 日の盛土規制法にもとづく規制区域の指定に伴い、市内全域が同法の規制対象となる。同法では、災害防止に関して土砂条例と同等以上の規制が設けられていることから、条例から土砂災害防止に関する規制を削除するものである。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日